

## 無償化変更申請の件について

浅春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

早速ですが、無償化申請の件で該当する保護者様は、下記の詳細をご拝読頂きまして、3月末までに京都市へ変更申請をして頂きよう宜しくお願い申し上げます。

来年度もご家庭の状況が変わらない方は、特に変更の申請は必要ございませんが、例えば現在お勤めされていたりなど、『保育が必要な理由に該当する方』は、新2号申請に変更しないといけません。

ですが新3号認定の方は、自動的に新2号に切り替わりますので、変更の理由は特にございません。

新2号であるかどうかは、下記の内容をご拝読の上、申請書が必要な方は幼稚園までご請求ください。

京都市のHPでも様式はダウンロード可能です。<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>

該当する方は、**3月末までに京都市へ郵送下さい**ますよう宜しくお願い申し上げます。

【新1号】下記 新2・3号に該当しない方

【新2号】保育が必要な理由に該当する3歳児以上（3歳の誕生日を迎えたあとの4月以降）

【新3号】保育が必要な理由に該当する0～2歳児

## 【保育が必要な理由と必要な添付書類】

保育が必要な理由	添付資料
①就労 (1月48時間以上) ※	・就労証明書様式3 ・スケジュール申告書様式4(変則勤務の方)
②妊娠・出産	・母子手帳の写し又は出産証明書
③疾病・障害	・スケジュール申告書様式4(生活に制限のない方) (下記のいずれか) ・障害者手帳,療育手帳,介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等
④介護・看護	・スケジュール申告書様式4(必須) (下記のいずれか) ・障害者手帳,療育手帳,介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等
⑤災害復旧	・り災証明書
⑥求職活動	・求職活動申告書様式4-2 ・活動内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)
⑦就学	・在学証明書 ・スケジュール申告書様式4(時間割でも可)
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること	・就労証明書様式3
⑨その他	・区役所,支所にお問い合わせください。

※ 就労していても1箇月の就労時間が48時間に満たない方は、①就労には該当しません。別の保育が必要な理由がある場合はそちらを理由に申請してください。

(送付先)

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

※別途封筒を用意して、「利用給付認定変更申請書在中」と封筒に記載の上、郵送してください。